

# 相続手続き

～ 法人への遺贈 ～

**Q.** 私には配偶者・子どもおらず、父・母は既に他界しています。ただ、父が私の母と離婚後に、再婚相手の子供を養子に迎えております。私のすべての財産を遺言で社会福祉法人へ寄付しようと考えています。現在、私は預貯金と自宅の土地建物を所有しています。何か注意点はありますか。



**A.** 遺言書はその厳格な形式により、遺言者の意思を尊重し、法的な効力を与えるものです。その効力は、「法定相続人では無い方にも財産を遺贈する事が出来る事」や、「遺言者の意思の通りに遺産分割をする事が出来る」、「相続手続きを円滑に実施することができる」といった、相続人にとってのメリットが挙げられます。

今回、遺言書を作成することにより、すべての財産を法人へ寄付することができ、また義理のご兄弟には、民法1028条の規定により、あなたのご遺産について遺留分の問題は生じないこととなります。

一方、個人から法人へ不動産が移転する場合には、時価によって譲渡がされたものとみなして所得税が課されることになっています（所得税法59条）。このため、手続き上は、あなたが相続によって社会福祉法人へ土地建物を譲渡する形式をとります。包括遺贈によって、法人が財産を取得したこととなりますので、その法人に準確定申告及び納付の義務が生じます。実務上は、すべての財産を取得する法人が、未納税金など一切の債務・葬儀費用も負担する旨を遺言書に記載します。

なお、遺贈を受けた法人が、今回のように社会福

祉法人であれば、その受贈財産の寄付を受けた日から2年以内に公益目的事業用に直接供与するといった、社会福祉の貢献その他公益の増進に著しく寄与する等の要件を満たす場合には、寄付の日から4ヶ月以内に国税庁長官に承認申請をすることによって、譲渡所得が課税されないこととなります（租税特別措置法40条）。

また、相続財産を受けた社会福祉法人については、その財産については基本的には法人税は課税されませんが、遺贈によってその遺贈をした者の親族その他これらの者の相続税の負担が不当に減少する結果になると認められる場合には、その法人を個人とみなして、これに相続税が課税されることとなります。

これらの名義変更等の手続きは、遺言書に記載される遺言執行者が行うこととなりますので、誰を遺言執行者にすることも重要です。

事前に、寄付を予定している法人にその旨を打診しておくことをお勧めします。

●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

フリーダイヤル 0120-978-640

クナンハ ムヨオ